

大区画化等加速化支援事業実施要領

制定 令和 7 年12月16日付け 7 農振第2145号

農林水産省農村振興局長通知

(趣旨)

第1 大区画化等加速化支援事業（以下「本事業」という。）は、大区画化等加速化支援事業交付金交付等要綱（令和 7 年12月16日付け 7 農振第2144号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによるものとする。

(定義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 経営等農用地 所有権、利用権（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤法」という。）第4条第3項第1号に規定する利用権をいう。）等の権原に基づき、又は農作業受託（基幹ほ場3作業の受託を行っているものをいう。）により集積された農地をいう。

なお、基幹ほ場3作業とは、稲作にあつては次に掲げる作業のうち農業者が主なものとして選択する3つの作業とし、畑作にあつてはア、ウ又はエのうち農業者が主なものとして選択する2つの作業とする。ただし、特別な栽培手法による場合にあつては、次に掲げる作業に準ずるものとする。

ア 耕起

イ 代かき

ウ 田植え又は播種

エ 収穫

(2) 担い手 地域計画（基盤法第19条第1項に規定する地域計画をいう。以下同じ。）のうち目標地図（基盤法第19条第3項に規定する地図をいう。以下同じ。）に位置付けられた者であつて、次に定める基準のいずれかを満たす経営体をいう。

ただし、生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条第1項に基づく生産緑地地区又は都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条に基づく市街化調整区域のうち地方公共団体の条例等により農用地の適正な保全が図られている区域（以下「生産緑地地区等」という。）で実施する場合は、その限りでない。

なお、目標地図に位置付けられた者には、原子力被災12市町村（東日本大震災に伴い発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の影響により、避難区域や作付制限区域等が設定された福島県田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村をいう。以下同じ。）及び令和 6 年能登半島地震の被災市町（石川県七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町及び能登町に限る。以下同じ。）にあつては、実質化された人・農地プラン（人・農地プランの具体的な進め方について（令和元年 6 月26日付け元経営第494号農林水産省経営局長通知）2の（1）の実質化された人・農地プランをいう。以下同じ。）に位置付けられた中心経営体を含むものとする。

る。

ア 認定農業者（基盤法第12条第1項に基づき、市町村から農業経営改善計画の認定を受けた経営体又は基盤法第23条第4項に規定する特定農業法人をいう。）であること。

イ 認定新規就農者（基盤法第14条の4に基づき、市町村から青年等就農計画の認定を受けた経営体をいう。）であること。

ウ 集落営農組織（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項第1号ハに定める組織をいう。）であること。

エ 市町村基本構想水準到達者（年間農業所得、営農類型、経営規模等から判断して市町村基本構想（基盤法第6条第1項に規定する基本構想をいう。）における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に達しているとみなせる経営体をいう。）であること。

オ その他担い手として育成すべきであると市町村長が認めた者であること。この場合、地域の農業の担い手に係る基準が定められなければならない。

（3）集約化 同一の担い手の経営等農用地であって、1ヘクタール（北海道にあっては3ヘクタール）以上のまとまりを有していることをいう。

なお、まとまりを有する農地とは、一連の作業を継続するに当たって支障のないものとして、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 2つ以上の農用地が畦畔で接続しているもの

イ 2つ以上の農用地が道路又は水路等で接続しているもの

ウ 2つ以上の農用地が各々一隅で接続し、作業の継続に大きな支障がないもの

エ 段状をなしている2つ以上の農用地の高低の差が作業の継続に影響しないものの

オ 2つ以上の農用地が当該農用地の耕作者の宅地に接続しているもの

カ その他、本事業の趣旨に照らして適当であると認めるもの

（事業内容）

第3 要綱別表の事業内容の具体的な取組は、別表1及び別表2に定めるとおりとする。

（事業実施区域）

第4 要綱別表の区分の欄1に掲げるハード事業（以下単に「ハード事業」という。）の実施区域は、次項に定める場合を除き、原則として、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用地区域のうち、地域計画を策定した区域（以下「地域計画策定区域」という。）とする。ただし、次に掲げる区域で行うものについては、この限りでない。

（1）生産緑地地区等であって次に掲げる条件のいずれかを満たす区域

ア 生産した農産物を直売所等で販売することにより、地元での消費の促進に寄与しているような農地が受益地内にあること。

イ 市民農園等、都市住民が農作業を体験できる農地が受益地内にあること。

ウ 防災協力農地等、防災機能の発揮に向けた取組が行われている農地が受益地内にあること。

(2) 原子力被災12市町村及び令和6年能登半島地震の被災市町のうち実質化された人・農地プランの対象地域

2 地域特産物等の病害虫の発生予防・まん延防止に資する病害虫対策（ハード事業のうち要綱別表の事業内容の欄（9）の病害虫対策をいう。）を実施する事業の実施区域は、植物防疫法（昭和25年法律第151号）第31条の規定に基づく発生予察事業による病害虫に係る警報、注意報又は特殊報が発表された地域の農地とする。

3 要綱別表の区分の欄2に掲げるソフト事業（以下単に「ソフト事業」という。）のうち事業内容の欄（1）の条件改善推進費（以下単に「条件改善推進費」という。）の実施区域は、原則として、ハード事業の受益地内とする。ただし、次に掲げる場合にあっては、当該各号に定める区域を条件改善推進費の実施区域とすることができる。

(1) 国費が投じられている別の事業（以下この号において「関連事業」という。）の受益地内にハード事業の受益地がある場合 関連事業の受益地内

(2) ハード事業の受益農業者が経営する経営等農用地の区域が、ハード事業の受益地に含まれない場合 当該経営等農用地の区域

（事業実施主体）

第5 要綱別表の事業実施主体は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) ハード事業及び条件改善推進費 次に掲げるものとする。

ア 都道府県

イ 都道府県土地改良事業団体連合会

ウ 市町村

エ 農地中間管理機構

オ 農業者団体（土地改良区、土地改良区連合、土地改良施設を管理している認可地縁団体若しくは一般社団法人、農業協同組合、農業協同組合連合会、土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第1項の規定により数人共同して土地改良事業を行う者、多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知）別紙5に規定する広域活動組織又は農業法人協会をいう。）

カ 農業者等（所有権その他の権原に基づき事業実施区域内の農用地において耕作若しくは養畜の業務を営む農業者又は多面的機能支払交付金実施要綱別紙6に規定する活動組織をいう。）

(2) 協議会運営事業（ソフト事業のうち要綱別表の事業内容の欄（2）の協議会運営事業をいう。以下同じ。） 要綱別紙に規定する都道府県大区画化等推進協議会（以下「協議会」という。）

（採択要件）

第6 要綱別表の実施要件は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) ハード事業 それぞれの地区において、農用地の区画拡大（ハード事業のうち要綱別表の事業内容の欄（1）の農用地の区画拡大をいう。以下同じ。）が行わ

れること。

- (2) 条件改善推進費 それぞれの地区において、農用地の区画拡大が行われることが確実と見込まれること。
- (3) 協議会運営事業 当該協議会の区域内において、令和11年度末までに、農用地の区画拡大を行う地区が1地区以上存在すること。

(計画の作成)

第7 ハード事業を実施しようとする、又は条件改善推進費を活用しようとする者は、次に定めるとおり、大区画化等加速化計画（以下「加速化計画」という。）を地区ごとに作成することとする。

- (1) 加速化計画は、別記様式第1号により作成するものとする。
- (2) 加速化計画を作成する地区の範囲は、同一の用水系統又は同一の排水系統にある水利施設の受益範囲、ブロックローテーションの取組範囲、市町村の定める農業振興地域整備計画（農業振興地域の整備に関する法律第8条に定める農業振興地域整備計画をいう。）の範囲、都道府県の定める農業振興地域整備基本方針（農業振興地域の整備に関する法律第4条に定める農業振興地域整備基本方針をいう。）の地域区分の範囲、地域計画策定区域等によって設定するものとする。
- (3) 農業者団体、農業者等が事業実施主体となる場合は、交付事業者（要綱第3第2項に規定する交付事業者をいう。以下同じ。）と調整の上、加速化計画を作成するものとする。

(事業の申請等)

第8 ハード事業及び条件改善推進費の採択に係る手続については、次のとおりとする。

- (1) 事業実施主体は、地区採択申請書及び加速化計画（以下「採択申請書等」という。）を交付事業者に提出するものとする。
- (2) 交付事業者は、前号の規定により提出された採択申請書等を審査の上、適当であると認めるときは、事業の採択を決定し、事業実施主体に地区採択通知書を交付するものとする。
- (3) 事業実施主体は、前号の規定により地区採択通知書が交付された後、地区交付申請書を交付事業者に提出するものとする。
- (4) 交付事業者は、前号の規定による地区交付申請書の提出があったときは、審査の上、大区画化等加速化支援事業交付金（以下「交付金」という。）を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、事業実施主体に対しその旨を通知するものとする。なお、地区交付申請書が到着してから当該申請に係る交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1月とする。

2 前項第2号の規定により採択された地区における事業計画等について、次に定める重要な変更が生じた場合には、同項の手続に準じて、変更申請を行うものとする。

- (1) 総事業費の20パーセント以上の変動
- (2) 受益面積の5パーセント以上かつ5ヘクタール以上の変動
- (3) 事業実施期間の変更
- (4) 計画の目標の変更

3 地区採択申請書は別記様式第2号により、地区採択通知書は別記様式第3号によ

り、地区交付申請書は別記様式第4号により、地区交付決定通知書は別記様式第5号により、それぞれ作成するものとする。また、前項により変更申請を行う場合には、地区事業計画変更申請書は別記様式第6号により、地区事業計画変更通知書は別記様式第7号により、地区交付内容変更申請書は別記様式第8号により、地区交付内容変更承認書は別記様式第9号により、それぞれ作成するものとする。

- 4 協議会運営事業を行おうとする協議会の長（以下「協議会長」という。）は、別記様式第10号により、協議会運営事業計画を作成し、要綱第4に規定する事業実施計画に添付して、地方農政局長等（協議会若しくは交付事業者の主たる事務所が北海道に所在する場合にあっては農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）、協議会若しくは交付事業者の主たる事務所が沖縄県に所在する場合にあっては内閣府沖縄総合事務局長、協議会若しくは交付事業者の主たる事務所がその他の都府県に所在する場合にあっては所在地を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）に提出するものとする。

（事業の実施）

- 第9 事業実施主体は、加速化計画又は協議会運営事業計画に定められた事業内容の実施を前提として、本事業を交付金により実施することができる。

（事業達成状況の報告）

- 第10 事業実施主体（協議会を除く。以下この項及び次項において同じ。）は、次に定めるところにより、達成状況報告及び改善計画の提出を行うものとする。

（1）ハード事業の完了年度に、別記様式第1号により当該事業の達成状況を取りまとめ、翌年度の9月末日までに別記様式第11号により地区内事業達成状況報告書を交付事業者に提出するものとする。

（2）交付事業者は、前号の地区事業達成状況報告書から達成状況が十分でないと認めるときは、事業実施主体に対し、改善措置を講じるよう指導できるものとし、指導を受けた事業実施主体は、別記様式第12号により改善計画を提出するとともに、改善計画の目標年度までの毎年度その事業達成状況を取りまとめ、翌年度の9月末日までに交付事業者に報告するものとする。

- 2 改善計画の提出については、前項の手続に準じるものとする。

- 3 協議会長は、当該協議会が協議会運営事業を実施した場合には、別記様式第10号により当該事業の達成状況を取りまとめ、要綱第17第1項に規定する実績報告書に添付して、地方農政局長等に提出するものとする。

（助成）

- 第11 要綱別表の交付率の欄における上限単価は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）ハード事業 次のとおりとする。

ア イ及びウに掲げるもの以外のものにあつては、別表1の助成単価の欄の1に掲げるもの

イ ウに掲げるもの以外のものであつて、事業完了時までに担い手に集約化されている、又は集約化されることが確実と見込まれる受益農用地にあつては、別

表1の助成単価の欄の2に掲げるもの

ウ 農用地の区画拡大が行われ、ハード事業完了時において1つの農用地の面積が1ヘクタール以上の受益農用地にあっては、別表1の助成単価の欄の3に掲げるもの

(2) ソフト事業 別表2の助成単価の欄に掲げるもの

- 2 国は、予算の範囲内において、本事業に必要となる経費について、別表1又は別表2の事業種類の欄に掲げる事業種類の区分に応じ、当該事業種類に係る事業の受益面積（施工対象の耕地面積）、施工延長、施工箇所、実施年数又は地方農政局長等が特に必要と認めた事業内容に応じて設定するものに前項の上限単価を乗じた額の合計額の範囲内で、事業実施主体に助成するものとする。なお、交付事業者は、当該助成額が、第10第1項第1号又は同第3項に規定する達成状況報告による実績を上回らないよう、適正に管理することとする。

(抽出検査の実施)

- 第12 地方農政局長等及び交付事業者は、事業実施主体の中から抽出して事業の実施状況等について検査を行うことができる。

(事業実施主体における交付金の精算)

- 第13 事業実施主体（協議会を除く。以下この条において同じ。）は、当該年度に交付された交付金で、当該年度末において残額が生じたときは、当該残額のうち次項に定める額を除いた額を、交付事業者を通じて地方農政局長等に返還するものとする。
- 2 事業実施主体は、翌年度以降の使用予定に基づく必要な額について、当該年度末に生じた残額の一部又は全部を持ち越して翌年度の交付金の経理に含めることができる。
- 3 事業実施主体は、前項の規定による場合は、具体的な使用予定に基づいて持ち越す額を精査し、別記様式第13号の年度終了地区実績報告書を交付事業者に提出するものとする。
- 4 交付事業者は、第2項の場合の額及びその妥当性について確認するものとする。また、交付事業者は、その確認結果に基づき、必要に応じて、事業実施主体に対して持越金の一部又は全部の返還を求めるものとする。

(交付金の返還)

- 第14 本事業に係る関係者間の調整状況の変更、加速化計画の変更その他の事由により本事業の事業量が減少したとき又は減少することが確実と見込まれるときは、交付事業者は、事業実施主体に対して交付した交付金のうち当該減少分に相当する額を、第8第1項第4号に規定する交付決定の通知を行った日に遡って返還することを求めるものとする。ただし、翌年度以降に交付すべき交付金があるときは、当該減少分に相当する額の返還を求めないこととし、当該翌年度以降の交付金の交付の際に、当該減少分に相当する額を相殺して交付金を交付することができるものとする。
- 2 交付事業者は、前項の規定により交付金の返還があった場合は、当該返還額を国に返還するものとする。

(協議会設立の申請及び変更に係る様式)

第15 要綱別紙第5第2項に規定する農村振興局長が別に定める様式は、別記様式第14号とする。

2 要綱別紙第6第1項に規定する農村振興局長が別に定める様式は、別記様式第15号とする。

(その他)

第16 本事業の実施に当たっては、農地地図情報の利活用を図ること等により、本事業の効率的かつ効果的な推進に努めるものとする。

2 事業の実施に当たっては、事業実施主体は、農業者施工の活用等により可能な限り事業費の低減に努めるとともに、契約の手續等の公正性及び透明性を図るものとする。

3 事業の着手は、原則として、国からの交付金の交付決定通知を受けて行うものとするが、やむを得ない事情により、交付金の交付決定の前に着手する必要がある場合には、その理由を具体的に明記した交付決定前着手届（別記様式第16号）をあらかじめ交付事業者提出するものとする。

なお、事業実施主体は、交付決定前に着手した場合には、要綱の規定による交付金交付申請書に事業実施計画を添付し、当該計画の2の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

4 ハード事業のうち要綱別表の事業内容の欄（4）及び（7）に該当するものについて、その整備の実施後8年を経過しない間に同一の主体による一連の行為により受益地の10分の1以上（その受益地の面積が100ヘクタールを超えるときは、受益地のうち10ヘクタール以上）の転用が行われた場合並びにハード事業のうち要綱別表の事業内容の欄（1）から（3）まで、（5）、（6）、（8）及び（9）に該当するものについて、その整備の実施後8年を経過しない間に同一の主体による一連の行為により10アール以上の受益地が転用された場合には、次に掲げる場合を除き、交付金の返還措置を講ずるものとする。

（1）土地収用法（昭和26年法律第219号）第26条第1項の規定による告示（他の法律の規定による告示又は公告で同項の規定による告示とみなされるものを含む。）に係る事業の用に供する場合

（2）受益地において農業を営む者の農業経営上必要な施設の用に供する場合であって、地方農政局長等が交付金を返還させないことを相当と認める場合

（3）前二号のほか、地方農政局長等が農村振興局長と協議して（北海道にあつては農村振興局長が）特にやむを得ないと認める場合

5 前項の規定により交付金の返還措置を講ずる場合の交付金の返還額の算定方法は、以下のとおりとする。

交付金返還額＝ $A \times C / B$

A：返還対象交付金の総額

B：受益地の総面積

C：転用受益地の面積

6 本事業の交付対象となる施設及び農業機械については、次の要件を全て満たすものに限る。

- (1) 本事業の事業実施区域内において使用するもの
 - (2) 農業者2者以上により共同利用するもの
- 7 本事業の交付対象となる施設及び農業機械のシステムサービス提供者（以下「提供者」という。）が、農業分野におけるA I・データに関する契約ガイドライン（令和2年3月農林水産省策定。以下「G L」という。）で対象として扱うデータ等を受領・保管する場合には、事業実施主体は、事業完了時までに提供者と当該施設及び農業機械の所有者又は管理者においてそのデータ等の受領・保管についてG Lに準拠した内容の契約を交わすことを確認すること。
- 8 事業実施主体が都道府県、市町村及び公募選定者以外の場合であって、1地区当たりの単年度の交付金の交付額が1億円を超える場合には、事業実施主体は、土地改良区機能強化支援事業実施要綱（令和7年4月1日付け6農振第2936号農林水産事務次官依命通知）第5の1に基づく会計指導員、監査法人又は公認会計士等による外部監査を受けるものとする。
- 9 農業者施工を行う場合には、事業実施主体は、不測の事故等に備え、当該農業者を傷害保険、賠償責任保険等に参加させる等の対応を行うものとする。
- 10 国等の他の事業で支援を受けている又は受ける予定となっている取組については、本事業の補助対象としない。
- 11 この要領に基づき作成及び保管すべき書類のうち、電磁的記録により作成及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。
- 12 ハード事業による盛土・切土等の施工（宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第2条第2号から第4号までに規定する宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更及び土石の堆積に関する工事をいう。）に当たっては、土地改良事業計画設計基準等に基づき、安全性の観点から適切に設計・施工を行わなければならない。

附 則

この通知は、令和7年12月16日から施行する。

別表 1 (定額助成 (ハード事業))

事業種類		事業内容等	助成単価(※1)		
			1. 通常	2. 集約化する 場合	3. 大区画化する 場合
(1) 農用地の区画拡大		畦畔除去、均平作業、勾配修正等による区画拡大			
ア 水路 変 更 なし	畦畔で隣接するほ場の高低差10cm超、表土扱いあり	30m×100m (30a) のほ場2枚を60m×100m (60a) のほ場1枚へ区画拡大	27.5万円/10a 【20万円/10a】	33万円/10a 【24万円/10a】	36万円/10a 【26万円/10a】
	畦畔で隣接するほ場の高低差10cm以下、表土扱いあり	ほ場整備整地工（ブルドーザ、バックホウ）、法面整形工（バックホウ）、耕地復旧（トラクタ、雑物除去）	25.5万円/10a 【18.5万円/10a】	30.5万円/10a 【22万円/10a】	33.5万円/10a 【24万円/10a】
	畦畔で隣接するほ場の高低差10cm以下、表土扱いなし	30m×100m (30a) のほ場2枚を60m×100m (60a) のほ場1枚へ区画拡大 簡易整備工（ブルドーザ）、耕地復旧（トラクタ、雑物除去）	7万円/10a 【6万円/10a】	8万円/10a 【7万円/10a】	9万円/10a 【7.5万円/10a】
	畦畔除去のみの場合	30m×100m (30a) のほ場2枚を60m×100m (60a) のほ場1枚へ区画拡大 畦畔除去（バックホウ）、耕地復旧（トラクタ、雑物除去）	4万円/100m 【4万円/100m】	4.5万円/100m 【4.5万円/100m】	5万円/100m 【5万円/100m】
	緩傾斜化	畦畔で隣接するほ場の高低差1.5mの30m×100m (30a) のほ場2枚を60m×100m (60a) に緩傾斜化	11万円/10a 【7.5万円/10a】	13万円/10a 【9万円/10a】	14.5万円/10a 【9.5万円/10a】
イ 水路 変 更 あり	水路で隣接するほ場の高低差10cm超、表土扱いあり	30m×100m (30a) のほ場2枚を60m×100m (60a) のほ場1枚へ区画拡大	46.5万円/10a 【33万円/10a】	55.5万円/10a 【39.5万円/10a】	61万円/10a 【43.5万円/10a】
	水路で隣接するほ場の高低差10cm以下、表土扱いあり	ほ場整備整地工（ブルドーザ、バックホウ）、法面整形工（バックホウ）、耕地復旧（トラクタ、雑物除去）、構造物撤去、管設置	47万円/10a 【33万円/10a】	56万円/10a 【39.5万円/10a】	62万円/10a 【43.5万円/10a】
	水路で隣接するほ場の高低差10cm以下、表土扱いなし		25.5万円/10a 【18.5万円/10a】	30.5万円/10a 【22万円/10a】	33.5万円/10a 【24万円/10a】
(2) 暗渠排水		吸水渠（本暗渠管）の間隔が10m以下の暗渠排水の新設			
バックホウ工法、表土扱いあり		30m×100m (30a) のほ場の長辺方向に本暗渠管（管径50mm～60mm）を3本埋設 表土はぎ取り等（ブルドーザ）、掘削（バックホウ）、資材小運搬、暗渠排水管布設、被覆材投入、水甲布設（バックホウ）、埋戻（バックホウ）、耕地復旧（トラクタ）	22.5万円/10a 【16.5万円/10a】	27万円/10a 【19.5万円/10a】	29.5万円/10a 【21.5万円/10a】

事業種類		事業内容等	助成単価(※1)		
			1. 通常	2. 集約化する 場合	3. 大区画化する 場合
	バックホウ工法、表土扱いなし	30m×100m (30a) のほ場の長辺方向に本暗渠管（管径50mm～60mm）を3本埋設 掘削（バックホウ）、資材小運搬、暗渠排水布設、被覆材投入、水甲布設（バックホウ）、埋戻（バックホウ）、耕地復旧（トラクタ）	22万円/10a 【16万円/10a】	26万円/10a 【19万円/10a】	29万円/10a 【21万円/10a】
	トレンチャ工法、表土扱いなし	30m×100m (30a) のほ場の長辺方向に本暗渠管（管径50mm～60mm）を3本埋設 掘削（トレンチャ）、資材小運搬、暗渠排水布設、被覆材投入、水甲布設（バックホウ）、埋戻（バックホウ）、耕地復旧（トラクタ）	18万円/10a 【13.5万円/10a】	21.5万円/10a 【16万円/10a】	23.5万円/10a 【17.5万円/10a】
(3) 湧水処理		湧水処理のための暗渠管等の新設			
	表土扱いあり	本暗渠管（管径50mm～60mm）設置 表土はぎ取り等（ブルドーザ）、掘削（バックホウ）、資材小運搬、暗渠排水布設、被覆材投入、水甲布設（バックホウ）、埋戻（バックホウ）、耕地復旧（トラクタ）	24万円/100m 【17万円/100m】	28.5万円/100m 【20万円/100m】	31.5万円/100m 【22万円/100m】
	表土扱いなし	本暗渠管（管径50mm～60mm）設置 掘削（バックホウ）、資材小運搬、暗渠排水布設、被覆材投入、水甲布設（バックホウ）、埋戻（バックホウ）、耕地復旧（トラクタ）	23万円/100m 【16.5万円/100m】	27.5万円/100m 【19.5万円/100m】	31.5万円/100m 【22万円/100m】
(4) 末端畑地かんがい施設		末端畑地かんがい施設の新設、廃止又は変更			
	樹園地	掘削（バックホウ）、管布設（人力）、散水設備、埋戻（バックホウ）	35万円/10a 【24.5万円/10a】	42万円/10a 【29万円/10a】	46万円/10a 【32万円/10a】
	樹園地以外の畑地		21.5万円/10a 【15万円/10a】	25.5万円/10a 【18万円/10a】	28万円/10a 【19.5万円/10a】
	ほ場外からの接続管		7万円/10m 【5万円/10m】	8万円/10m 【6万円/10m】	9万円/10m 【6.5万円/10m】
	給水栓設置のみ		2.5万円/箇所 【2万円/箇所】	3万円/箇所 【2万円/箇所】	3万円/箇所 【2.5万円/箇所】
(5) 客土		耕土深15cm以下の農用地を対象に、層厚10cm以上の客土 客土材運搬（バックホウ、ダンプトラック）、客土材散布・整地（ブルドーザ、バックホウ）	27.5万円/10a 【19万円/10a】	33万円/10a 【22.5万円/10a】	36万円/10a 【25万円/10a】

事業種類	事業内容等	助成単価(※1)		
		1. 通常	2. 集約化する場合	3. 大区画化する場合
(6) 除礫	30mm以上の石礫を5%以上含む農用地を対象に、深度30cm以上の除礫 除礫（ストーンローダ、バックホウ、ダンプトラック）、整地（ブルドーザ）	25万円/10a 【17万円/10a】	30万円/10a 【20万円/10a】	33万円/10a 【22万円/10a】
(7) 更新整備	更新する必要がある用水路等の整備			
ア 用水路	300×300mm 土工（バックホウ）、用水路工、附帯工（柵据付工、取水ゲート据付工）	15万円/10m 【10.5万円/10m】	18万円/10m 【12.5万円/10m】	19.5万円/10m 【13.5万円/10m】
イ 排水路	500×500mm 土工（バックホウ）、排水路工、仮設工（水替え、マット敷設）	28万円/10m 【20.5万円/10m】	33.5万円/10m 【24.5万円/10m】	36.5万円/10m 【27万円/10m】
ウ 農作業道	幅4m 土工（バックホウ）、排水路工、仮設工（水替え、マット敷設）	12.5万円/10m 【8.5万円/10m】	15万円/10m 【10万円/10m】	16.5万円/10m 【11万円/10m】
エ 畦畔	300×300mm, 勾配1:1.0 畦畔築立（バックホウ）	16万円/100m 【11万円/100m】	19万円/100m 【13万円/100m】	21万円/100m 【14.5万円/100m】
オ 排水口	320×445×700mm 土工（バックホウ）、附帯工（柵据付工）	5万円/箇所 【3.5万円/箇所】	6万円/箇所 【4万円/箇所】	6.5万円/箇所 【4.5万円/箇所】
カ 特認事業	事業採択申請時に地方農政局長等が特に必要と認めるものに限り、必要な単価を定める			
(8) 畑作転換工				
ア 額縁排水溝	農用地の周囲における排水溝の新設 額縁排水溝（バックホウ）	1.5万円/100m 【1万円/100m】	1.5万円/100m 【1万円/100m】	1.5万円/100m 【1万円/100m】
イ 酸度矯正	酸性の強い水田土壌から麦・大豆等の作付けに適した酸度に調整するための酸度調整 酸度矯正（トラクタ、スプレッダ）	0.5万円/10a 【0.5万円/10a】	0.5万円/10a 【0.5万円/10a】	0.5万円/10a 【0.5万円/10a】
(9) 病害虫対策	病害虫発生又はまん延のおそれのある農用地における病害虫対策			
反転耕	反転耕（バックホウ）50cm以上	30万円/10a 【22万円/10a】		
混層耕	混層耕（トラクタ、プラウ）耕起深60cm以上	2.5万円/10a 【1.5万円/10a】		
堆肥施用	堆肥施用（トラクタ、スプレッダ）	3.5万円/10a 【2万円/10a】		
明渠排水	明渠排水（バックホウ）	1.5万円/100m 【1万円/100m】		

注）事業内容等に記載している内容は、助成単価を構成する想定施工内容を示すものであり、施工を限定するものではない。

※1 施工の全部を農業者施工により実施する場合には、【 】内に定める単価とする。

- ※2 (1) から (6) まで、(8) 及び (9) にあつては、助成額は、受益面積のうち 1 アール未満又は施工延長のうち 10 メートル未満を、一筆の農地ごとに切り捨てて算出するものとする。また、(7) にあつては、施工延長のうち 10 メートル未満を切り捨てて算出するものとする。
- ※3 耕地復旧を行わない場合には、次に定めるとおり助成単価を減算するものとする。
- ア (1) にあつては、受益面積 10 アール当たり 2 万 5 千円 (施工延長 100 メートル当たり 1 万円) を減算
- イ (2) にあつては、受益面積 10 アール当たり 1 万 5 千円を減算
- ウ (3) にあつては、施工延長 100 メートル当たり 1 万円を減算
- ※4 (2) に関して、地下かんがいを導入する場合には、受益面積 10 アール当たり 4 万円を加算するものとする。
- ※5 (2) 及び (3) に関して、一筆の農地における本暗渠管の全延長の管径が 65mm 以上の場合には、受益面積 10 アール当たり ((3) にあつては施工延長 100 メートル当たり) 3 万 5 千円を加算するものとする。
- ※6 (2) に関して、外注 (有償) により実施設計を行う場合には、受益面積 10 アール当たり 2 万円を加算するものとする。
- ※7 (2) に関しては、農地の区画の形状等により吸水渠 (本暗渠管) の間隔 (L) が 10 メートル以外となる場合には、下式により受益面積 (A) を割り引いて助成額を算出するものとする。
- 助成額 = $A \times 10 / L \times \text{助成単価}$
- ※8 (7) のエにあつては、幅広畦畔の場合は 5 万円/100m、購入土が必要な場合は 3 万円/100m (幅広畦畔の場合は 10 万円/100m)、防草シートを設置する場合は 15 万円/100m をそれぞれ加算するものとする。

別表２（定額助成（ソフト事業））

事業種類	事業内容	助成単価
（１）条件改善推進費	権利関係（水利権等）・農家意向・農地集積・基盤整備・水利用高度化の推進等に関する調査・調整、実施計画策定、先進的省力化技術導入、交換分合	300万円/（地区・年度）
（２）協議会運営事業	本事業のうちハード事業及び条件改善推進費に係る地区の審査、採択、事業実施主体への交付金の交付、事業実施主体に対する技術的支援及び指導、需要量調査、交付金の国への申請、その他本事業及び協議会の運営を円滑に行う上で必要となる事務	2,000万円/（協議会・年度）

※１ （１）及び（２）の助成の限度額は、助成単価に当該事業の実施年数を乗じた額とする。

※２ （１）においては、以下に掲げる事業を実施することができる。

ア 権利関係（水利権等）、農家意向、農地集積、基盤整備、水利用高度化推進等に関する調査・調整活動

イ ハード事業の実施に当たって必要となる実施計画の策定及び実施計画の策定に必要な調査、測量、設計、関連計画の策定

ウ 農家を対象とした勉強会・研究会の実施や専門技術者の育成、農業機械リース等、先進的省力化技術の導入に当たって必要となる支援

※３ （２）においては、本事業の実施に直接関係のない経費については、事業の対象外とする。